

令和 7 年度第 2 4 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 8 年 3 月 3 0 日

担当部・課：危機管理部危機対策課〔内線 4 3 0 4〕

① 件 名
地域防災計画に地区防災計画を定める手続きについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 東日本大震災等の災害において、公助の限界とともに、自助・共助の重要性が広く認識されたことを受けて、住民や企業が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が、平成 2 6 年 4 月施行の災害対策基本法の改正により創設された。地区の住民や事業者によって作成された地区防災計画の素案については、防災会議に対して提案を行い、その提案を受けて、防災会議が地域防災計画に定めることができるとされている。</p> <p>本市においても、地区防災力の向上及び減災を図ることを目的に、各地区において、起こり得る災害や特性に応じた地区防災計画の策定を推進しており、今後、各地区において、地区防災計画の素案が策定されることが見込まれている。</p> <p>【目的】 各地区で作成された地区防災計画の素案を地域防災計画に定めるための手続きの流れ等を整備するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 2 6 年 4 月 災害対策基本法が改正され、地区防災計画制度が創設 令和 6 年 1 月～ 市内全地区において説明会を実施 出前講座やワークショップ等により各地区に説明</p>
⑤ 主な内容
<p>【地区防災計画が地域防災計画に定められるまでの流れ】</p> <p>(1) 地区における計画の策定（住民の同意） (2) 庶務担当課（危機対策課）に地区防災計画素案を提出 ⇒ 不備があれば修正 (3) 地区防災計画素案を受付 (4) 事前審査会による審査 ⇒ 不備があれば修正 (5) 防災会議における審査 ⇒ 地域防災計画に定める要否を判断。認められない場合は、地区独自の計画として策定（もしくは修正案を改めて提案する）</p> <p>【地区防災計画を提案する者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の地区内に住所を有する者で組織された町内会、行政区、協議会及び自主防災組織等 ・該当する地区内に事務所を有する事業者 ・防災会議会長が適当と認める者

<p>【計画提案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区居住者等が協力して実施する防災・減災に向けた取組で、平常時、災害発生時別に組織体制、活動方法等を具体的に定めた内容であること。 ・石巻市地域防災計画に抵触しない内容であること。 <p>【事前審査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画提案の内容及び活動主体 ・石巻市地域防災計画との整合 ・その他必要と認める事項 <p>【事前審査会の構成員】</p> <p>危機管理部長（会長）、危機管理部危機管理監、危機管理部次長、保健福祉部次長、危機管理部危機対策課長、保健福祉部保健福祉総務課長、関係部課職員、危機管理部長が必要と認める者</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区において作成された地区防災計画素案を地域防災計画に定めるための手続きが明確化する。 ・地域防災計画に定めることにより、地区の取組やルールを市と連携し実施することができる。 <p>【市財政への負担】</p> <p>なし</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>県内で、地区防災計画の素案を地域防災計画に定めるための要件や審査基準・方法、提案手続等の指針を整備した自治体はない。</p> <p>県内他市で、地区防災計画素案を防災会議に提案した実績はない。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和8年4月 地区防災計画の提案に関する要綱の制定（施行予定年月日：令和8年4月1日）</p>
<p>⑨ その他</p>